

# 児童福祉施設に対する実地検査に係る政令等の改正について

## 1. 現行制度（児童福祉法施行令第38条）

都道府県知事は、当該職員をして、一年に一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第四十五条第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。

## 2. 分権提案及びその対応

### 【提案内容】

（略）昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、現地への立入を控えている。（略）今後もしばらく実地での監査の未実施が続く可能性が高い。そのため、今般のコロナ禍のような状況下においても法定の指導監査が実施できるよう、現地を伴わずリモート等による実施について検討をお願いしたい。

【令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定） 抄】

（2）児童福祉法（昭22法164）

（x）児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、**実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すことを検討**し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定） 抄】

児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、保育等の質の確保と実効的な指導監査等の両立に留意しつつ、**令和4年度中に政令を改正し、実地によらない方法での実施を可能**とする。

# 児童福祉施設に対する実地検査に係る政令改正

## 3. 今後の予定

令和4年1月の「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」において、児童福祉施設に対する監査に関して取りまとめられた報告書の内容に沿った以下の内容で政令等の改正を実施予定。

### ○政令等改正案

引き続き実地検査を原則。例外的に、以下のいずれかの場合には実地によらずとも検査を実施できることとする。

- ・ 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合
- ・ 以下の①～③のすべてを勘案して実地検査が必ずしも必要でないと認められる場合

#### ①前年度の実地の検査の結果

#### ②当該児童福祉施設が所在する都道府県における前年度の実地の検査の実施状況

(※) 管内の児童福祉施設に対する前年度の実地検査の実施状況が5割以上の都道府県（令和5年度は、管内の児童福祉施設等の5割以上に実地による検査を行う計画を立てている都道府県）

#### ③当該児童福祉施設を設置してからの年数

(※) 目安として児童福祉施設を設置してから三年を経過していること

### ○合わせて、保育等の質の確保と実効的な指導監査を両立させるため、以下の取組をあわせて行う予定

- ✓ **検査の実施率向上のための取組**（実地の検査を前提とした体制整備の確保、検査の実施状況の公表、検査実施率が低い等一定の都道府県等における検査実施率向上に向けた目標値等の設定 等）
- ✓ **実地によらない検査を行う際の留意点の提示**（書面確認のみではなく、テレビ会議、電話を組み合わせる実施、実地によらない検査で疑念が生じた場合等には、速やかに実地の検査に切り替え 等）
- ✓ **特別指導監査の適切な運用**（不適切な保育が疑われる事案の情報提供・相談等を受けた場合に特別指導監査（実地）で事実関係を確認、必要に応じ事案の公表、改善勧告、改善命令又は事業停止命令）
- ✓ **一般指導監査で、より優先的かつ重点的に確認すべき施設や事項の提示**（令和5年度はこどもの安全管理や適切な保育・支援の実施に関する項目を検討）